

11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは、親または親に代わる保護者が子どもに対し次の行為をすることをいいます。
(これらの行為は保護者の意向にかかわらず、子どもの視点で判断します。)

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など

子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？

◎子どもの様子

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や、保護者の怒鳴り声が聞こえる。
- ・不自然な傷や打撲のあとがある。
- ・衣類やからだがいいつも汚れている。
- ・落ち着きがなく乱暴である。
- ・表情が乏しい、活気がない。

◎保護者の様子

- ・地域などと交流が少なく孤立している。
- ・小さい子どもを家においたまま外出している。
- ・子どもの養育に対して拒否的・無関心である。
- ・泣いてもあやさない
- ・絶え間なく子どもを叱る・罵る
- ・家庭内が著しく不衛生である

児童虐待防止法 「虐待されていると思われる子どもを発見したら速やかに通告しなければならない」と義務付けられています。

- ◎間違っていたからといって責められることはありません
- ◎相談（通告）をした人やその内容が知られる心配はありません
- ◎匿名でもかまいません。



虐待の背景には家族関係のこじれや経済的不安定さ、自身も過去に虐待を受けたなどさまざまな問題があり悩み、苦しんでいる保護者も少なくありません。相談（通告）は保護者を救うことでもあります。ためらわずにご相談ください。

- 児童相談所全国共通ダイヤル（近くの児童相談所につながります） ^{いちはやく} 189
- 長野県児童虐待・DV24時間ホットライン 026-219-2413
- 長野県佐久児童相談所 0267-67-3437 ● 町民課福祉係 0267-88-8405

「里親（家庭養護）推進フォーラム

～子どもたちの幸せのために～の開催について

子どもたちが健やかに成長していくためには、家庭の温かい愛情が大切です。しかし、様々な事情から家庭で暮らすことができない子どもたちがいます。

このような子どもたちを自らの家庭に迎え入れ、温かい愛情の中で育ててくださる方を「里親」といいます。

里親制度について理解していただくとともに、新規の養育里親の開拓を目的に、下記のとおりフォーラム（里親制度の説明、映像視聴等）を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

- 日 時 平成29年12月10日(日) 午後1時30分から3時30分まで
- 会 場 東御市総合福祉センター（東御市沓掛197）
- 申込み 参加を希望する方は①氏名、②連絡先を、12月1日(金)までに長野県児童相談所広域支援センターへお申込みください。



お問合せ、申込み先 長野県児童相談所広域支援センター

Eメール：koiki-shien@pref.nagano.lg.jp 電話：026-238-8030 FAX：026-238-8025